

国に対し学校給食費の無償化を求め、実現までの間、財政的支援の実施を求める意見書

日本国憲法では義務教育は無償とされているが、学校給食費については学校給食法では保護者負担とされている。これらの法の規定を踏まえれば、保護者による負担の心配がなく、子供たちが安心して十分な給食を食べられることは、その心と身体の成長にとって極めて重要なことである。

学校給食費については、現在、東京都内において無償化や一部公費負担の実施、あるいはそれを予定する自治体がある一方、自治体の財政的事情等により、対応にばらつきが見られる。

よって、東大和市議会は、児童・生徒及び保護者が居住する自治体によって大きな教育格差を生じることがないように、給食費の全額補助を市町村の財源負担なく実施するように国に働きかけるとともに、この実現までの間は、都内自治体の財政力の強弱にかかわらず無償化を進められるよう、東京都において財政支援を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和5年12月18日

(送付日) 令和5年12月21日

(送付先) 東京都知事